

『建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律』 の施行に伴う契約事務について

第1 はじめに

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）が平成14年5月30日に施行されたことにより、落札等した建設工事が建設リサイクル法の対象となる場合には、法に基づく手続きが必要となります。

第2 対象工事

建設リサイクル法の対象となる工事の種類及び規模に関する基準は下表のとおりです。ただし、特定建設資材※を用いた建築物等の解体工事、特定建設資材を使用する新築工事等に限られます。

建設工事の種類	工事の規模
建築物の解体工事	延べ面積80㎡以上
建築物の新築・増築工事	延べ面積500㎡以上
建築物の修繕・模様替え等工事（リフォーム等）	請負代金1億円以上
その他の工作物に関する工事（土木工事等）	請負代金500万円以上

- ※ 特定建設資材 ⇒ ①コンクリート
②コンクリート及び鉄からなる建設資材
③木材
④アスファルト・コンクリート

第3 契約手続き

- 建設リサイクル法第12条第1項の規定に基づき、「説明書」及び「分別解体等の計画等」を作成し、契約を締結する前に発注者（工事担当課）に書面を交付して説明をしてください。
- 建設リサイクル法第13条第1項の規定に基づき、下表(1)～(4)の事項を契約図書に定める必要があるため、これらを記載した書面（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく契約条件（以下「契約条件書」という。））を作成してください。

(1)	解体工事に要する費用
(2)	再資源化等に要する費用
(3)	分別解体等の方法
(4)	再資源化等をする施設の名称及び所在地

<注> 「解体工事に要する費用」及び「再資源化等に要する費用」は、請負代金額の内訳となるものであって請負代金額を超えて支払いを約束するものではありません。

- 1の説明の際、2で作成した契約条件書の内容について発注者（工事担当課）の確認を受け、契約条件書に確認済みの付箋を貼付してもらい、契約図書に綴り込みます。

第4 変更契約

- 1 契約条件書の内容の変更を伴う変更のときは、請負代金額の変更、内容変更の有無にかかわらず変更契約書の作成が必要となるので、次の要領で変更契約をお願いします。
 - (1) 発注者（工事担当課）は、契約条件書の内容の変更について事前に受注者と調整をします。
 - (2) 発注者（工事担当課）は、(1)に基づき契約条件書の変更に関する協議書を作成します。
この協議書は、従来からある工期延長、金額変更、内容変更などの協議書とは別に作成します。
 - (3) 発注者（工事担当課）は、協議書の内容に即して、変更契約条件書を作成します。
 - (4) 発注者（工事担当課）は、協議書、変更契約書、変更契約条件書、変更設計書を契約検査課を通じて受注者に渡します。
 - (5) 受注者は、協議書の内容に即して変更契約書を作成します。
変更契約書の「(4)その他」には、「別紙、変更契約条件のとおり」と記載します。
 - (6) 変更契約書、変更契約条件書、変更設計書を袋とじにし、契約図書を作成します。